

＜旅行サービス手配業登録申請書類一覧表＞

○は必要、△は該当する場合に必要

	書類名	旅行サービス手配業新規登録		備考
		法人	個人	
	千葉県収入証紙	15,000円		登録申請手数料
1	新規登録申請書(1)	○	○	住所欄は、法人は登記事項証明書の本店欄の所在地を、個人は住民票の住所欄の住所を記入
	新規登録申請書(2)	△	△	旅行サービス手配業等を行うその他の営業所(支店等)がある場合のみ
2	旅行業サービス手配業者登録簿(1)	○	○	
	旅行業サービス手配業者登録簿(2)	△	△	
3	定款又は寄附行為の写し	○		最新のもの。目的欄に「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」の記載があること
4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)【原本】	○		発行日より6か月以内のもの。目的欄に「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」の記載があること
	住民票 ^(※1)		○	発行日より6か月以内のもの
5	役員の宣誓書	○		任意様式。宣誓書は自署のこと。非常勤、監査役等も含め現役員全て
	本人の宣誓書		○	任意様式。宣誓書は自署のこと
6	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	○	○	
7	旅行サービス手配業務に係る組織の概要	○	○	任意様式
	旅行サービス手配業務従事者等名簿	△	△	任意様式。詳細を旅行サービス手配業務に係る組織の概要に記載した場合、省略可。その他の営業所がある場合は、営業所ごとに作成
	事故処理体制の説明書	○	○	任意様式
8	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	○	○	任意様式
	旅行サービス手配業務取扱管理者全員の合格証又は認定証の写し	○	○	記載事項に変更がある場合、その変更を確認できる戸籍の個人事項証明書又は記載事項証明書を添付
	旅行サービス手配業務取扱管理者全員の宣誓書	○	○	任意様式。日付・住所・氏名・生年月日は自署のこと 役員又は本人が取扱管理者の場合は、重複分は省略可
	旅行サービス手配業務取扱管理者全員の宣誓書(2)	○	○	任意様式。他の営業所との兼務をしていないことを宣誓するもの。日付・住所・氏名・生年月日は自署のこと
	旅行サービス手配業務取扱管理者全員の履歴書	○	○	任意様式 履歴書は自署のこと

※1 法令上は「住民票の写し」ですが、市区町村で発行されるもの自体が「住民票の写し」であるため、誤解を避けるため「住民票」と表記しています。

※2 新規登録申請時には、本人確認のため「運転免許証」、「マイナンバーカード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の原本の提示をお願いします。